

## 兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会細則 (改正案)

- 第1条 本会会員は、龍野町立商業実修学校・兵庫県龍野商業学校・兵庫県立龍野商業学校・兵庫県立龍野工業学校・兵庫県立龍野工業高等学校・併設中学校・兵庫県立龍野実業高等学校・兵庫県立新宮高等学校・兵庫県立龍野北高等学校 卒業生 及び、かつて各校に在学し正副会長会(役員会)において承認を得た者とする。
- 第2条 代表副会長1名、副会長若干名を置く。
- 第3条 会費は5,000円とし、全日制・定時制ともに卒業期に一括納入する。但し、会費の変更は正副会長会(役員会)の承認を得なければならない。
- 第4条 本会役員、評議員、母校の役職員又は(一)その配偶者等(及び第1親等の者)が死亡した場合は、次の弔慰金等を送る。  
 1、 本会役員、評議員又は母校の役職員(本人)が死亡した場合は10,000円、本会役員、評議員又は母校の役職員の配偶者(同居の第1親等)は5,000円の香料とし、各々供花・弔電を送る(打)。  
 2、 母校の教職員で、本人が死亡した場合は1項の規定に準ずる。また、母校の教職員の配偶者が(同居の第1親等の)死亡した場合は弔電を送る(打)。
- 第5条 役員及び指名を受けた会員又は、職務担当者が本会の業務に必要な会議等に出席する場合は、正副会長会(役員会)の承認を得て旅費等(実費)を支給することが出来る。但し、(緊急を要する場合は、)会長が専決した場合は、後日正副会長会(役員会)の承認を得る。
- 第6条 地方に支部を設置する場合は、本部に下記の書類を提出しなければならない。  
 1、 支部設置理由 2、 支部規約(案) 3、 発起人名簿又は役員名簿(案) と会員数  
 4、 その他参考書類
- 第7条 本会は、支部設置届が提出された場合速やかに正副会長会(役員会)に諮らなければならない。現在活動している地方支部は、「関東支部」である。
- 第8条 第6条の(当該)支部又は各科で記念事業(支部総会を除く。)の開催通知を受けた場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。  
 2. 科の事業をする場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。  
 ただし、運用年度内原則一回とする。  
3. 事業上又は運営上、会長が必要と認める支出は、予備費の範囲内で支出することができる。
- 第9条 部活動その他での生徒の活躍に対して、支援金その他を支出することが出来る。但し、支出に当たっては、実施要項等を添付し、正副会長会(役員会)の承認を得る。(緊急を要する場合は、)会長が専決した場合は、後日正副会長会(役員会)の承認を得る。  
 (1)←全国大会出場 50,000円を上限として支出する。  
 ただし出場者1名につき10,000円、補助員(同行の補欠選手又はマネージャーをいう。以下同じ)1名につき5,000円とする。  
 (2)←県代表 30,000円を上限として支出する。  
 ただし出場者1名につき5,000円、補助員1名につき2,500円とする。  
 (3)←その他については、正副会長会(会長又は役員会)にはかり考慮することができる。  
 2. 前項の支援は(1団体につき)運用年度内一回とする。
- 第10条 この細則の改正は、3年ごとに見直し「正副会長会(役員会)」の議決を要するものとする。

- 【附 則】 第1条 この細則は、平成23年4月1日から施行する。  
 第2条 この細則は、平成26年6月14日から施行する。  
第3条 この細則は、令和 年 月 日から施行する。